

令和4年度 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

文化庁における日本語教育施策について



Japanese Language Education

令和4年12月

文化庁国語課

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）

（地方自治体の責務）

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

（連携の強化）

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

この法
日本語

れる

- ①外国人
- ②日本語
- ③外国人
- ④国内に
- ⑤海外における日本語教
- ⑥日本語を学習する
- ⑦幼児期及び学齢

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（内閣府）より、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）」等を基に、**策定を求める計画・基本方針について見直しの指摘あり。**

国の責務等（第四条—第九条関係）

- ・国の責務
- ・連携の強化

・地方公共団体の責務

・法制上、財政上の措置等

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・ 外国人等である**幼児，児童，生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態，効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は，関係行政機関相互の調整を行うため，**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は，**日本語教育推進関係者会議**を設け，関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に，地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため，**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は，以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育
(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育
(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る事項

日本語学習・教授・評価に関する事項である「日本語教育の参照枠」の検討・作成、

5 日本語教師の資格の在り方について（報告）

- ・「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月文化審議会国語分科会）で提言された日本語教師の資格制度の枠組み、制度の実施に関連する事項の詳細
- ・資格創設にあたり日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関する法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度

6 日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～

→文化庁において有識者会議を設置して検討を行い、令和3年8月に、「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」としてとりまとめ。

令和4年5月から実施している「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」においても検討し、日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等について、法案の早期提出を視野に検討中。

第3章

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関における制度の整備

日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

- 外国人材の受入が全国的に進む中、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための必要な施策について提言。

1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



3. 基本的な考え方(提言)

(1) 地域における日本語教育施策の方向性

- **地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定すること。**
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である**B1レベルまでの日本語教育プログラムを編成**すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の**人材の確保・配置を進めること。**
- **オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進めること。**
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や教育機関等と**連携し、日本語教育推進体制を強化すること。**

(2) 地域における日本語教育の実施主体

- **国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。**
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の**専門家と連携**を図ること。



(3) 対象となる学習者

- 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など**多様な背景を持つ者に配慮**すること。

(4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語の**レベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計**すること。

(5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として**日本語で意思疎通を図り生活できることを目標**とする。
- レベル:**A1、A2からB1までを対象**とすること。
- 学習時間:目安として**350-520時間程度**とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

| | |
|----|------------|
| C2 | 熟達した言語使用者 |
| C1 | |
| B2 | 自立した言語使用者 |
| B1 | |
| A2 | 基礎段階の言語使用者 |
| A1 | |

(6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育**コーディネーターを専任として配置**、専門性を有する**日本語教師を一定数配置**すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を促進すること。

| 到達レベル | 想定学習時間 |
|----------|-------------|
| ~A1レベル | 100~150時間程度 |
| A1~A2レベル | 100~150時間程度 |
| A2~B1レベル | 150~220時間程度 |
| B1~B2レベル | 350~550時間程度 |

(7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。

(8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

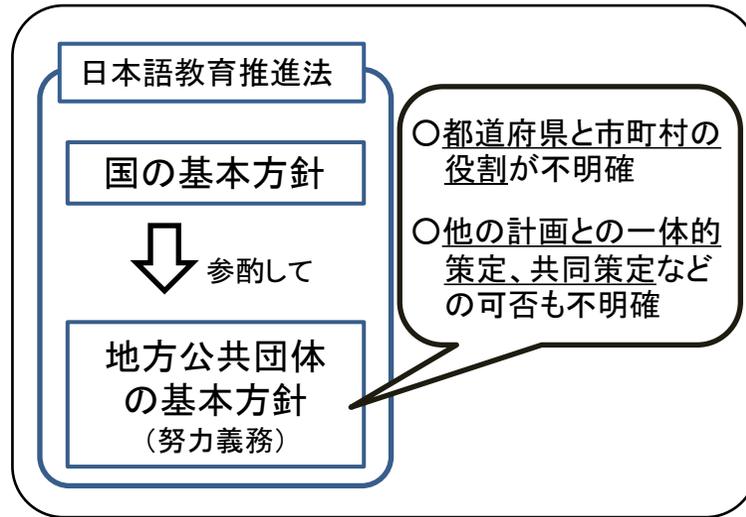
- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



- ① 我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につなげる
- ② 日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を柔軟に策定できることの明確化

現
行



支障

- 基本的な方針の策定に係る負担が大きい
- 既に地方公共団体では多文化共生・国際化についての計画が策定されている例があり、方針と重複する部分がある



「基本的な方針の柔軟な策定等が可能であること」を通知により明確化

見
直
し
後

- 他の計画との一体的策定 可能
- 複数の地方公共団体との共同策定 可能
- 都道府県が圏域内の実情を踏まえた基本的な方針を策定すれば、市町村が基本的な方針を策定する必要はないこと

柔軟な対応ができることを明確化

効果

- 柔軟な方針の策定・柔軟な施策の推進が可能となり、業務の合理化・円滑化
- 多文化共生に係る施策等との連携も容易に
- 都道府県と市町村など関係機関が協力して施策の方向性を決定することも容易に

日本語教育を推進するための施策の推進に寄与



日本語教育機関の認定制度・日本語教員の国家資格制度（イメージ）

在留外国人が増加している中、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るため、教育課程や教員の配置等について、一定の基準を満たす機関に対し、教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国（文部科学大臣）が認定する制度を創設するとともに、認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

1. 日本語教育機関の認定制度（イメージ）

(1) 日本語教育機関の認定

- ① 日本語教育課程を置く教育機関は、日本語教育課程を適正・確実に実施することができる機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- ② 文部科学大臣は、認定された日本語教育機関の情報を多言語でインターネット等で公表する。

(2) 認定の効果

- 認定された日本語教育機関は、学生募集の広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に、認定された日本語教育機関に対し、日本語教育の実施に関し報告を求めるほか、勧告や是正命令など段階的な是正措置を講ずることができることとする。

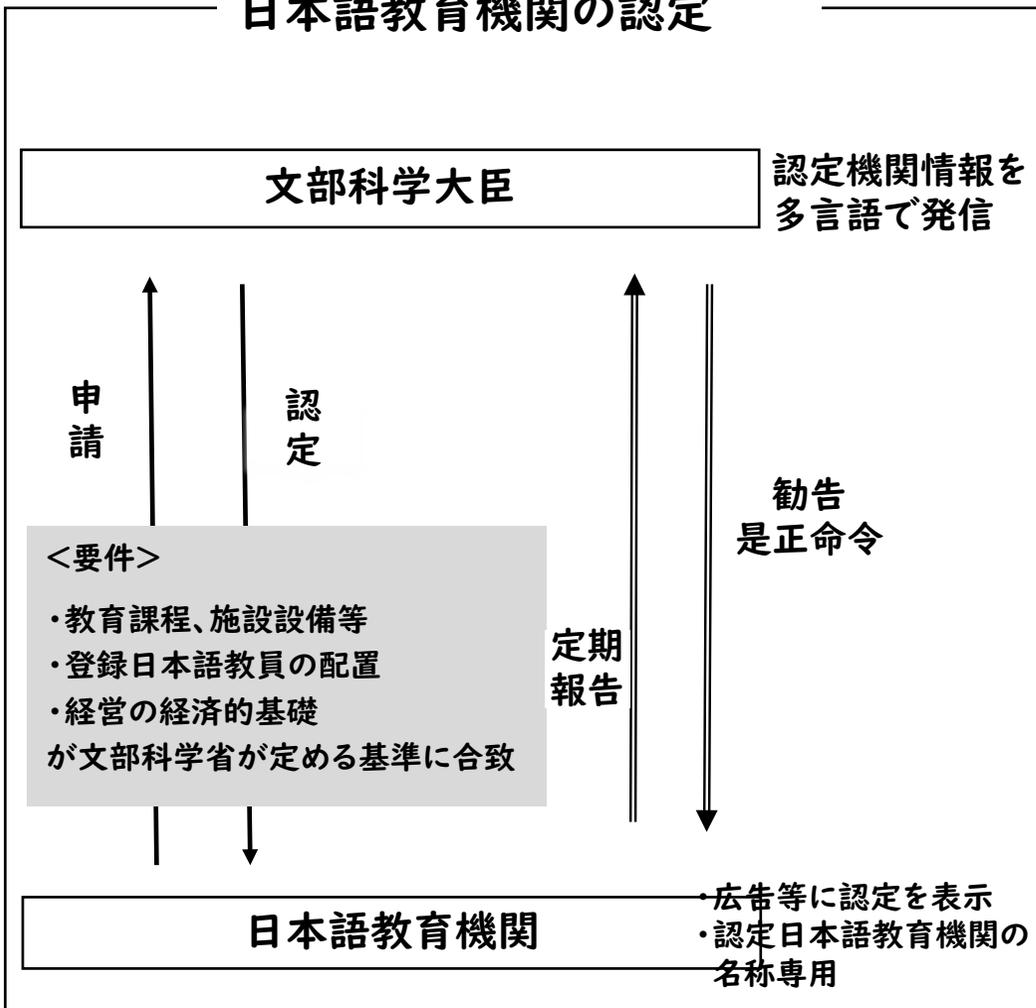
※関係省庁との連携・協力を行う。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

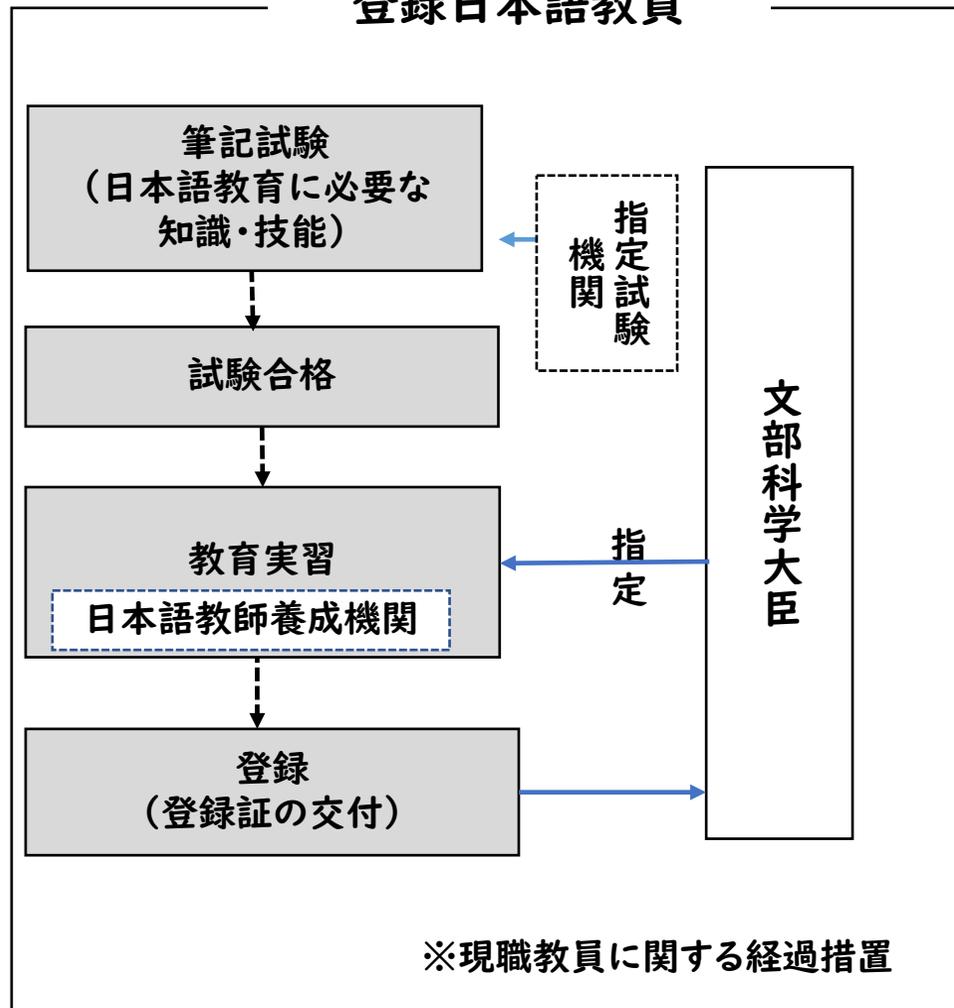
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての試験に合格し、文部科学大臣が指定する日本語教師養成機関が実施する教育実習を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 認定日本語教育機関において日本語教育を担当する者は、登録日本語教員であるものとする。

<新制度のイメージ図>

日本語教育機関の認定



登録日本語教員



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月8日 日本語教育推進会議

- 新たな法案では、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を創設し、文部科学大臣が外国人の日本語学習者や、多文化共生相談窓口を含む地方自治体・国際交流団体、経済界、関係者に広く周知するとともに、**各省庁の事業や枠組みにおいて、これらの活用を推進する。**
- この制度を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下**、認定日本語教育機関の情報について地方自治体や外国人を受け入れる**企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、留学、生活、就労の各分野において、一定の教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進し、適正かつ確実な日本語教育の推進を図る。

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

法務省

文科省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

外務省

文科省

教育関係

○外国人の子どもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

文科省

外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

法務省

厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

文科省

法務省

厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

法務省

- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

経産省

背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

| | | | | |
|---|--|--|---|---|
| 1 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の全国 学習機会の全国 | ①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 600百万円 (500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55)、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。 | ②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 153百万円 (132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材（つなひろ）の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツや新たな言語を追加 | ③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円 (24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。（外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など） | 条約難民等に対する日本語教育(拡充) 128百万円 (55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 |
| | 2 向上等 日本語教育の質の | ①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 14百万円 (25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。 | ②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 250百万円 (201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ②現職日本語教師研修プログラム普及、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。 | ③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 191百万円 (51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。 |

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人との共生社会の実現

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

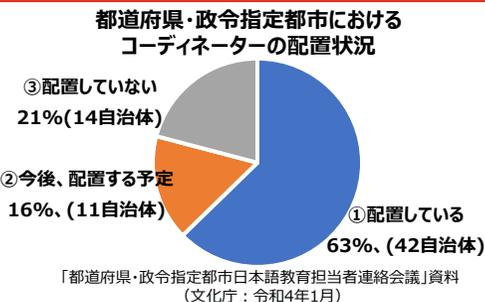
令和5年度予算額（案） 600百万円
（前年度予算額 500百万円）



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。

※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、法案の早期提出を視野に検討中。



事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R4実績48件）

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増

（2）地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット（活動目標）

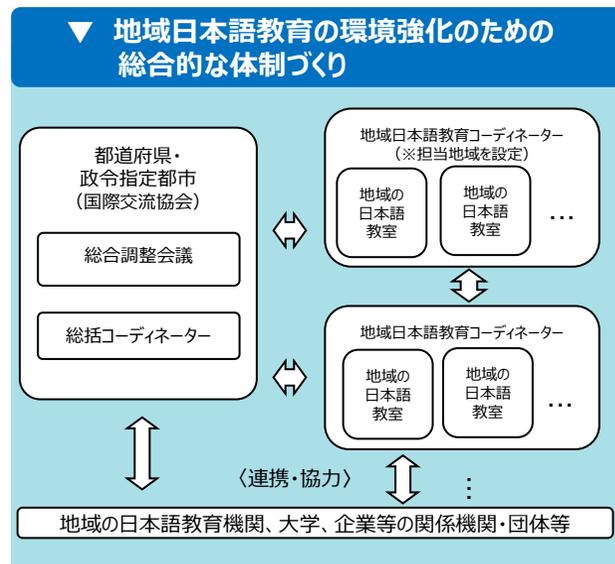
- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する



令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

第1次募集 合計48団体

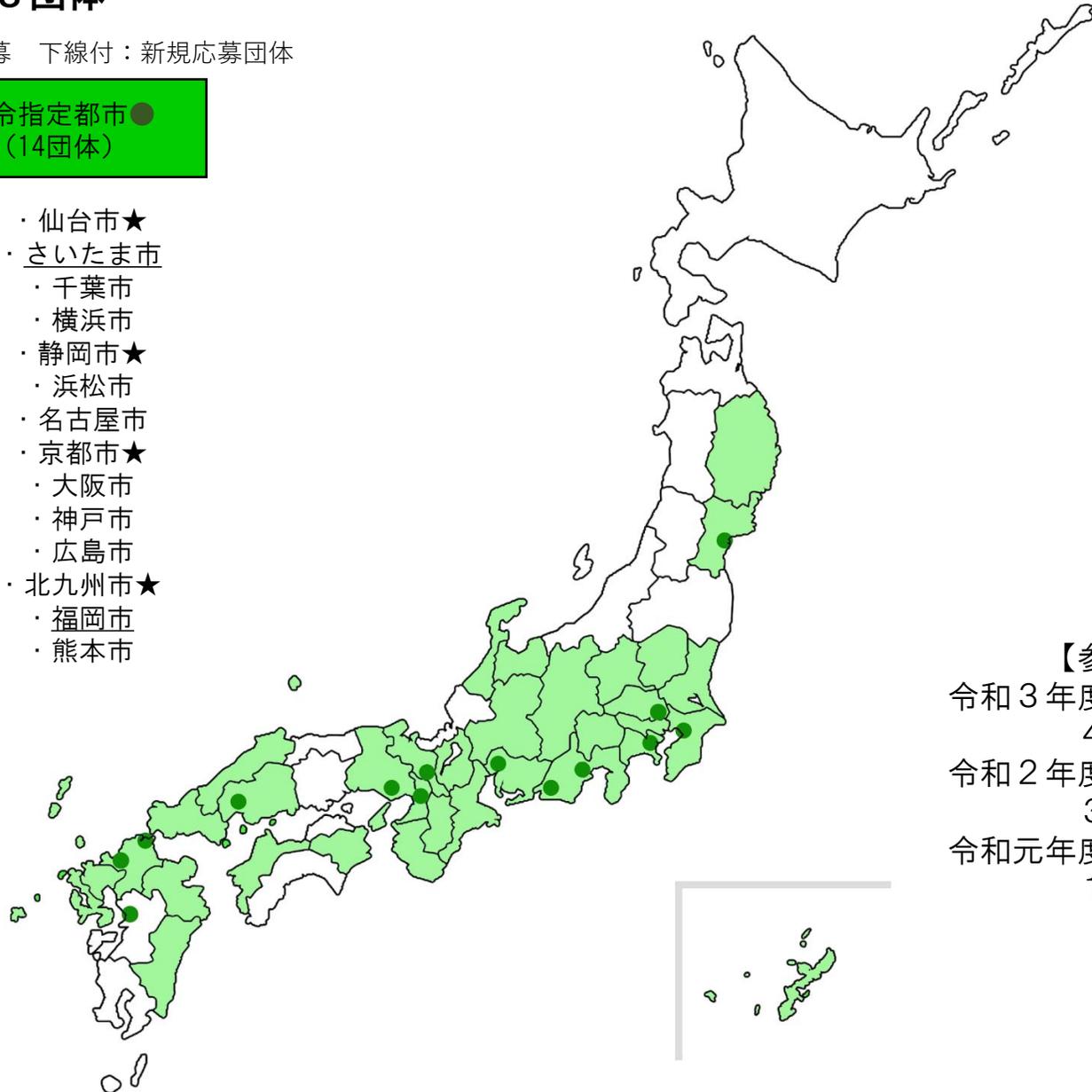
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県
(34団体)

政令指定都市●
(14団体)

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

令和3年度 実施団体
42団体
令和2年度 実施団体
35団体
令和元年度 実施団体
17団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

153百万円
132百万円



背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は877である（令和3年11月現在）。その地域に在住する外国人数は178,403人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

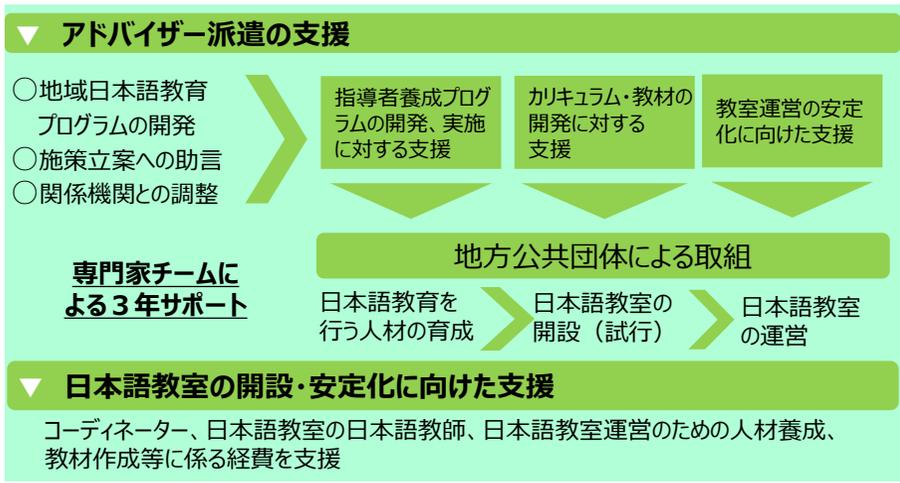


日本語教室がない地方公共団体の数の推移
（出典）文化庁日本語教育実態調査

事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

・日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。《令和5年度件数》 24件（前年度：30件）



2 ICT教材の開発・提供 拡充



日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 17言語（令和4年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

・令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語（フランス語）を追加予定。

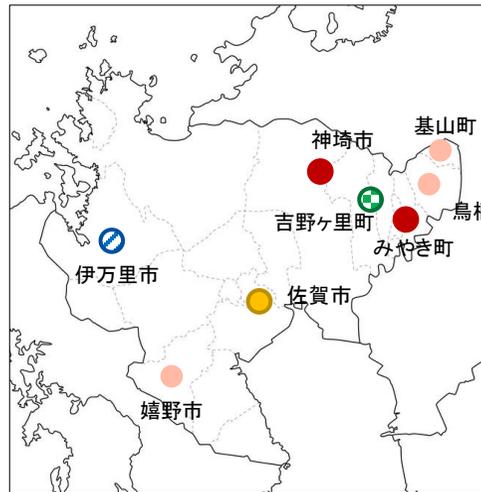
3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催

・域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

| アウトプット（活動目標） | アウトカム（成果目標） | インパクト（国民・社会への影響） |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の日本語教室新規開設 ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有 ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。 ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に日本語教室が開設し、ICT教材で外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になる。 ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。 |

令和4年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 実施団体マップ



佐賀県拡大図



全20団体

- : 4年目 (4団体)
- : 3年目 (4団体)
- : 2年目 (7団体)
- : 1年目 (5団体)
- : 過去活用団体



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト (R3:約170万アクセス)
- ・活用方法等のセミナーの開催 (R3:約2,000人参加登録)

対応言語 全17言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
※中国語(繁体字)は、令和4年12月22日公開

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう



はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

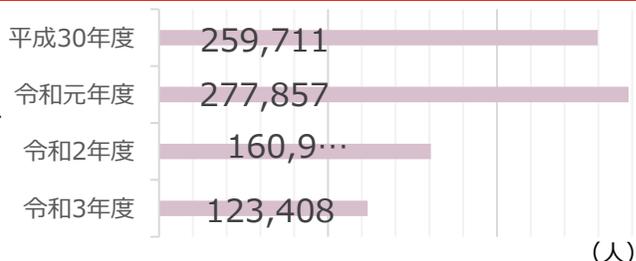
令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

24百万円
24百万円



背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果（※）によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズ）が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等）の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

▼ 想定される取組例

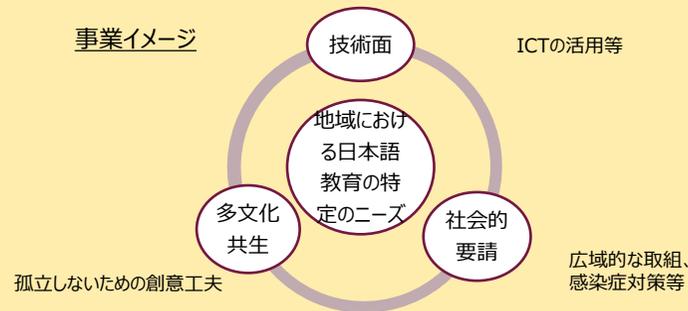
● **読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組**
例: 会話はできて読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

● **可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組**
例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

«令和5年度件数» 件数：8件 （前年度：8件）

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム（成果目標）

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度予算額（案）14百万円
（前年度予算額 25百万円）



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

| | |
|----|------------|
| C2 | 熟達した言語使用者 |
| C1 | |
| B2 | 自立した言語使用者 |
| B1 | |
| A2 | 基礎段階の言語使用者 |
| A1 | |

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

➢ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Can doという。）やレベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が**生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発**することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。（事業期間：令和4～7年度）

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月改訂）

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤



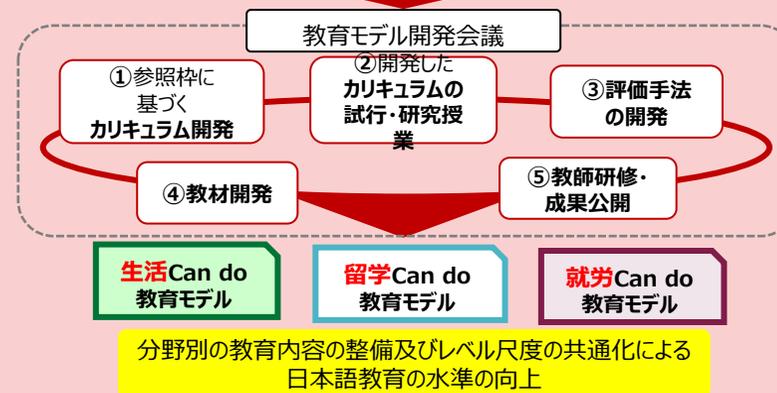
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する**生活**のための日本語教育機関
- (2) **留学生**を対象とした日本語教育機関
- (3) **就労**のための日本語教育実施機関 など



アウトプット（活動目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
 - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
 - 対象機関：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：6箇所×約1,000万円(令和5年度は全国6ブロック6箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
 ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
 ⑦中堅日本語教師(3～10年目)
 ⑧主任日本語教師
 ⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 20百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：1箇所×約2,000万円(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)
 (令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

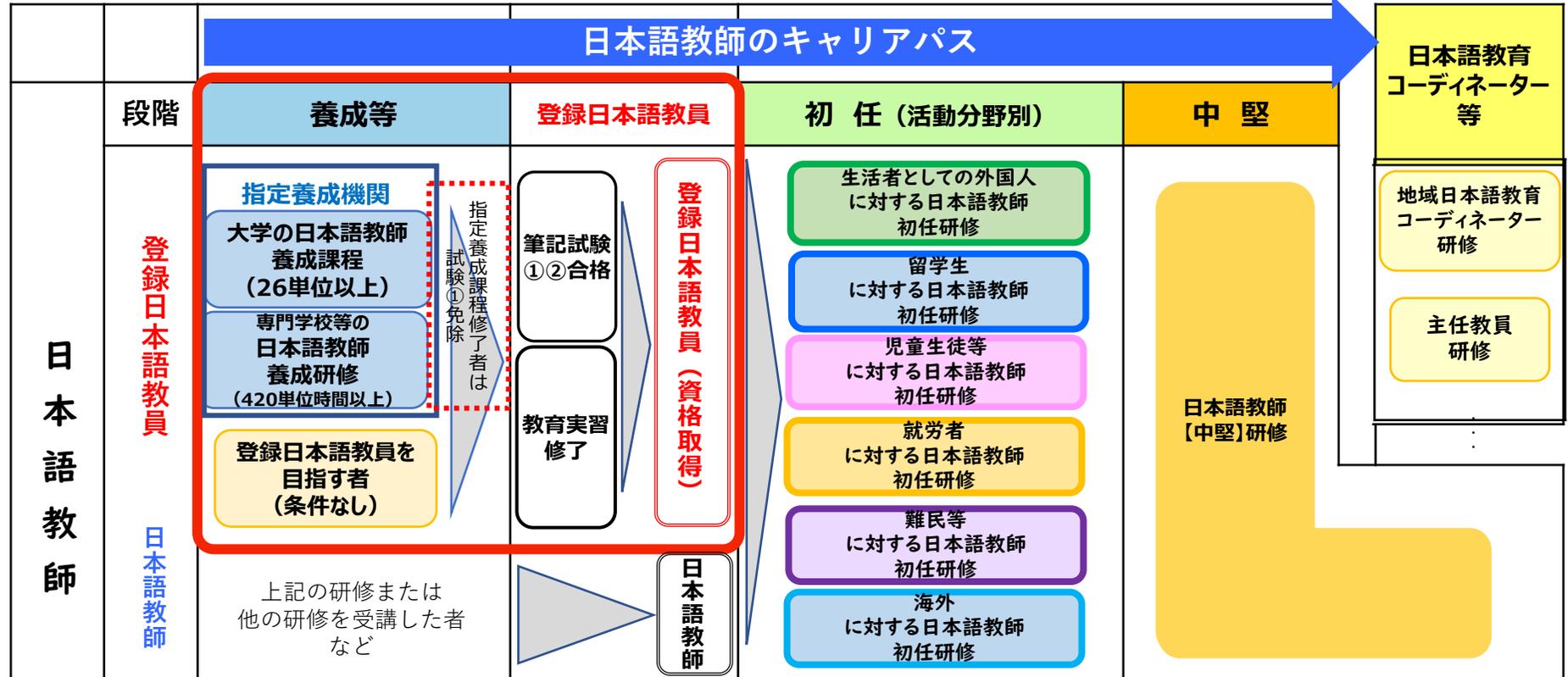
- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係

- 日本語教師がキャリア形成なを描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

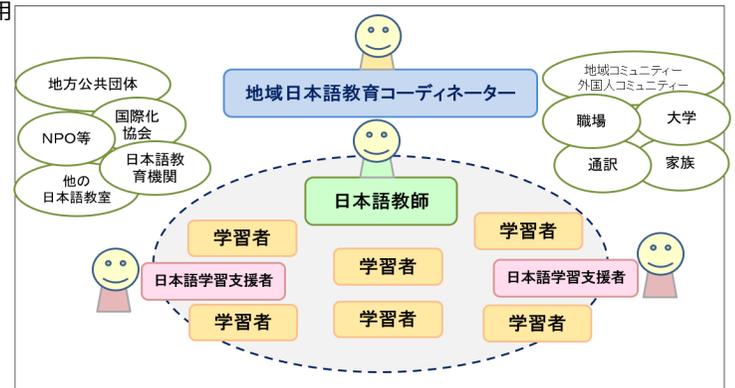


※試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

| | |
|---------------|---|
| 日本語教師 | 日本語学習者に直接日本語を指導する者 |
| 日本語教育コーディネーター | 日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者 |
| 日本語学習支援者 | 日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加) |

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

現行の日本語教師の資格

- （法務省告示基準より抜粋）
- ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
 - ・日本語教師養成研修修了＋学士の学位
 - ・日本語教育能力検定試験合格
 - ・その他

○経済財政運営と改革の基本方針2022

（外国人材の受入れ・共生）

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、（中略）日本語教育の推進（注）や外国人児童生徒等の就学促進を進め、…（略）
（注）日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出（中略）を含む。

○成長戦略フォローアップ（令和4年6月7日）

ii）高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

事業内容

1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

予算額（案）：160百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実にするための環境整備を行う。

①試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

（事業期間：令和5年度）

②試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

（事業期間：令和5・6年度）

2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

予算額（案）：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。（事業期間：令和5・6年度）

令和5年度試行試験（案）

○対象者：全国で3,000名程度

○会場：全国5か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人

（文化庁「令和3年度日本語教育実態調査」より）

アウトプット（活動目標）

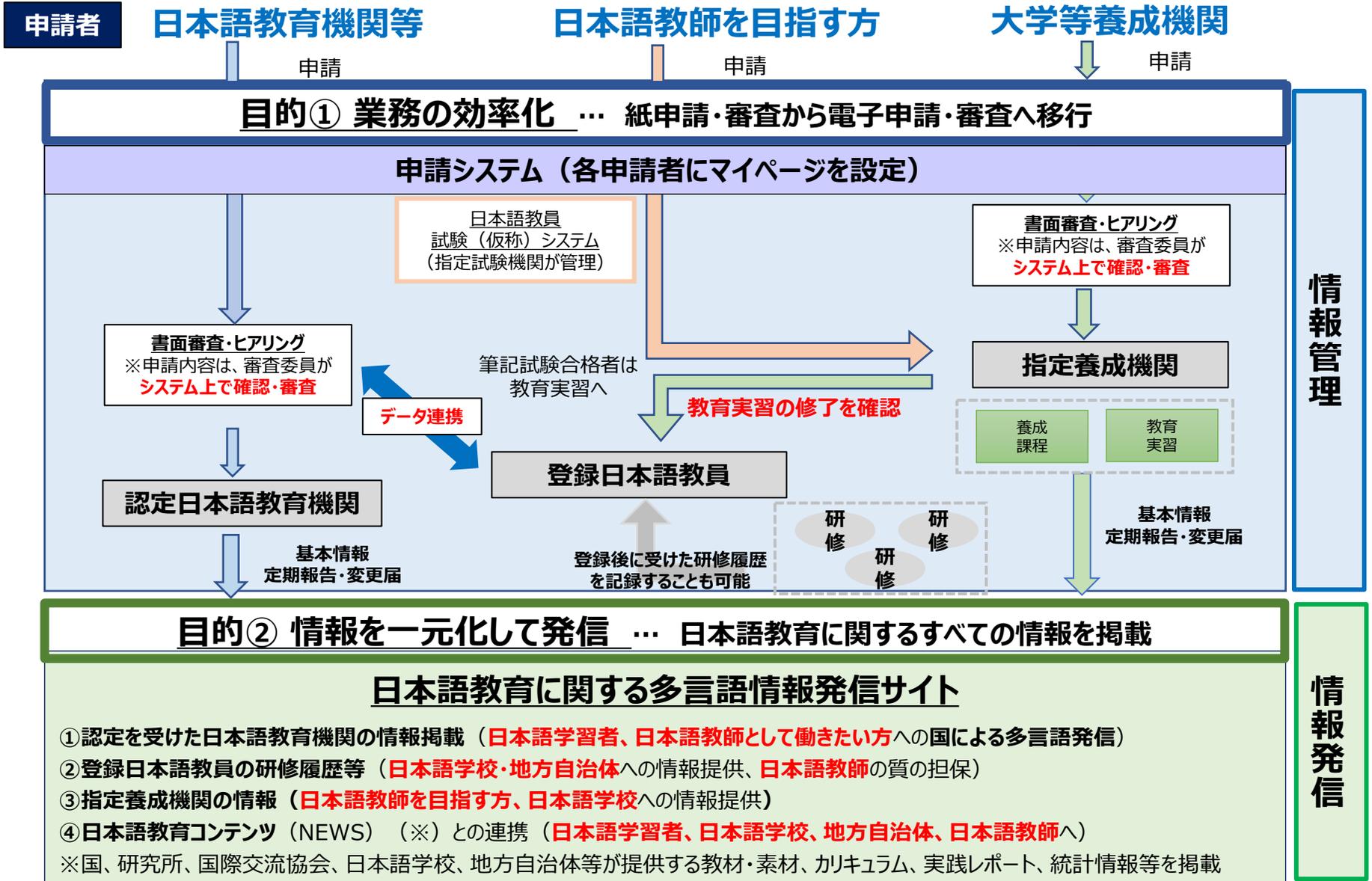
- ・ 必要な環境の整備
- ・ 資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム（成果目標）

- ・ 日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・ 日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現



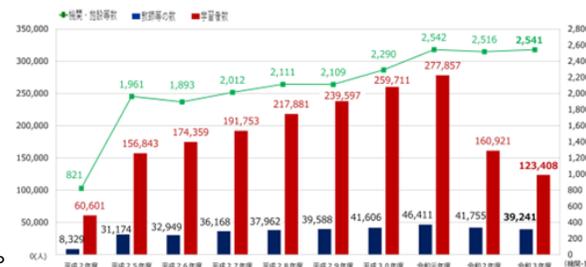
すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

背景・課題

在留外国人数が格段に増えている昨今において、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、**日本語教育を行う機関や日本語学習者及び日本語教師等の実態を把握することは必要不可欠**である。

また、**日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料**とすることが必要である。令和元年度以降継続して実施している日本語教師を輩出する大学や日本語教育機関の養成・実習の現状は、日本語教師の新たな資格制度に必要な教育実習を行う機関のより詳細な分析として行うとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた、日本語教師の養成・研修内容の改善・充実等、現下における日本語教育施策に関連した調査・分析により、日本語教育の推進を図る。

（日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移）



事業内容

1. 日本語教育に関する実態調査（昭和42年度から実施）

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究（平成26年度から実施）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和5年度は以下の4テーマを実施する。

① 「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実（令和5・6年度）

「日本語教育の参照枠」やCEFR2020補遺版など、諸外国の取組等を踏まえ、日本語教育の養成・研修内容の見直しに関する調査を行う。

② 大学等における教育実習実態調査（令和3年度から継続）

登録日本語教員の資格整備に向け、取得要件の一つである教育実習について、大学等における実施状況等の調査を行う。

③ 文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査（令和元年度から継続）

文化庁に届出がなされている日本語教師研修機関について、届出内容等の実施状況に関する実地調査を行う。

アウトプット（活動目標）

- ・日本語教育の実態把握
- ・日本語教育の課題解決のための調査研究

アウトカム（成果目標）

- ・日本語教育の実態調査、課題解決の調査の施策への反映
- ・日本語教育の制度や環境整備に活用

インパクト（国民・社会への影響）

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

背景・課題

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより、日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のためにオンラインによる「日本語教育大会」の開催や関連コンテンツの提供を行う。

○ **日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）**

2 国民の理解と関心の増進
外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供
(2) 日本語教育に関する情報の提供等
国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

事業内容

○日本語教育大会

- オンラインにより、日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と増進に資する。動画コンテンツやシンポジウムの内容は大会当日に限らず文化庁ホームページでの閲覧を可能とする。
 - 主な参加者：・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者
 - ・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
 - ・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等
- 参加者数：1,000名程度（令和4年度実績）
- 開始年度：昭和51年度から



過去の開催の様子

| | | |
|---|--|--|
| <h3 style="color: red;">アウトプット（活動目標）</h3> <p>最新の日本語教育に係る情報及び事例等の共有を図る</p> | <h3 style="color: red;">アウトカム（成果目標）</h3> <p>外国人等が社会に参加して共生していくために必要な日本語についての正しい理解が進む 先進事例を踏まえた施策の検討が進む</p> | <h3 style="color: red;">インパクト（国民・社会への影響）</h3> <p>国民の理解と関心を増進するとともに、最新事例を踏まえた施策の実施などを通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現</p> |
|---|--|--|

背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

事業内容

○日本語教育推進関係者会議の開催

- 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
- 開始年度：令和元年度から

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
- 開始年度：平成23年度から



アウトプット（活動目標）

- 施策検討における専門的な意見の聴取
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

アウトカム（成果目標）

- 専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加

インパクト（国民・社会への影響）

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和5年度予算額(案)
(前年度予算額)

128百万円
55百万円)



背景・課題

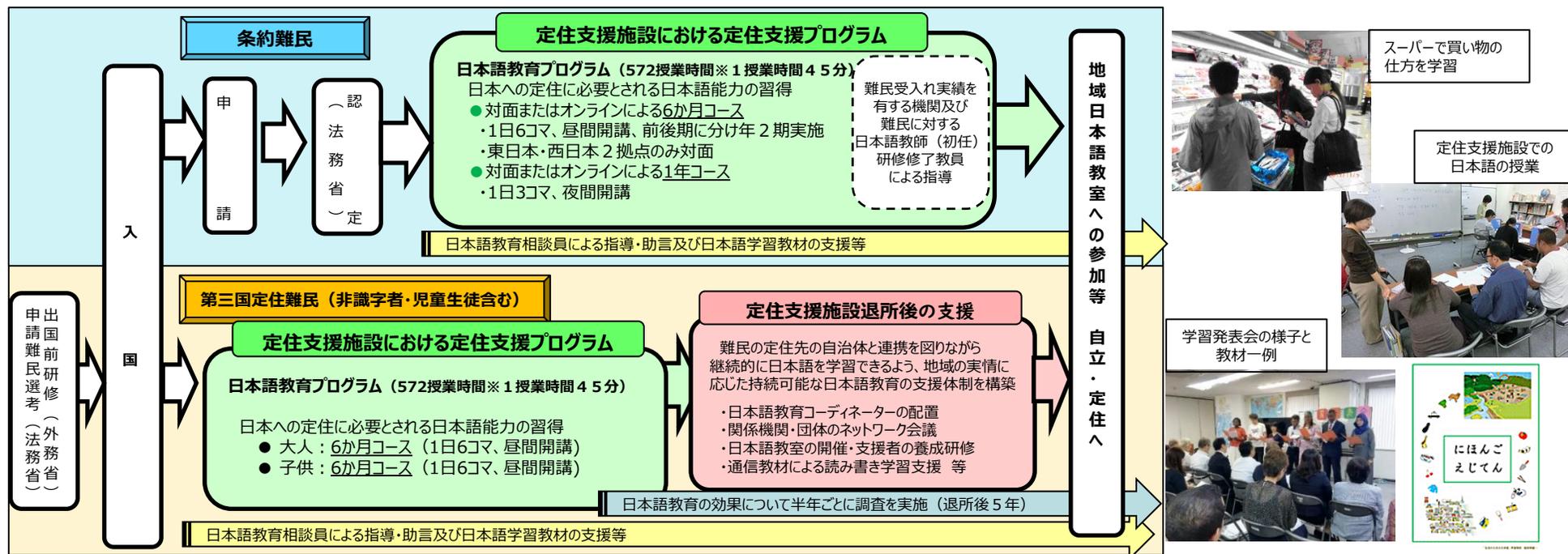
条約難民 (※1) については、「難民対策について(平成14年閣議了解)」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」(同年月日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を(年約30名)実施。

第三国定住難民 (※2) については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から**年2回60名の受け入れ**を行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受け入れを行う予定。(「第三国定住による難民の受け入れの実施について(令和元年閣議了解)」及び「第三国定住による難民の受け入れに関する具体的措置について(同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正)

(※1) **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

(※2) **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

事業内容



アウトプット(活動目標)

- ・難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・B1相当までの日本語教育による自立支援

アウトカム(成果目標)

- ・難民等の自立・定住の促進
- ・定住先自治体の負担軽減

インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人共生社会の実現に寄与